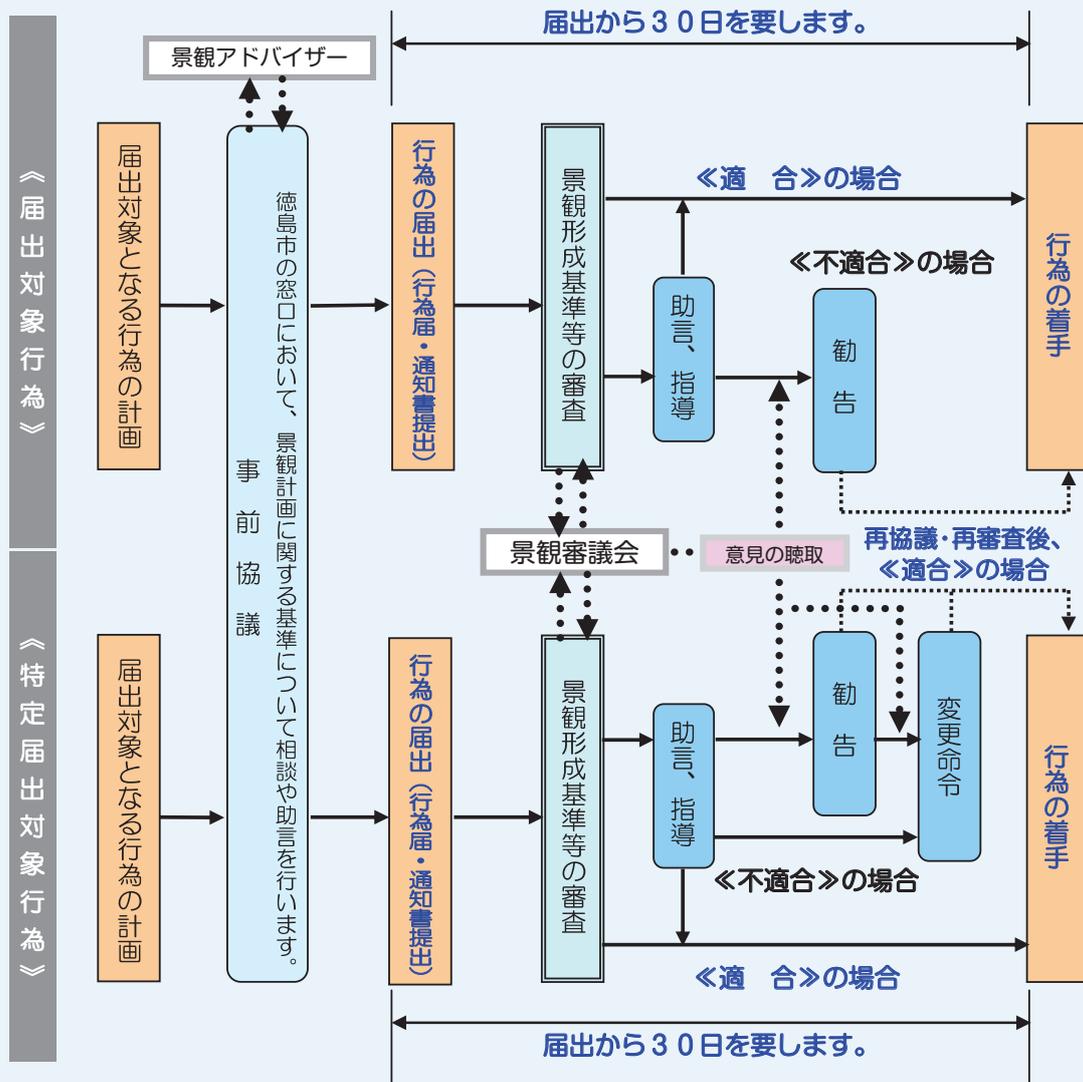


届出対象行為となる建築行為等の着手前には、景観法第16条第1項の規定に基づき、届出を行う必要があります。届出をした日から30日経過後でなければ、行為に着手することができません。

### 《 審査の流れ 》



#### 景観形成基準等に不適合となる場合

##### 【勧告】

景観形成基準等に適合していない場合、周辺景観に大きな影響を及ぼす可能性のある行為については、助言・指導を行ったうえで、必要な措置をとるよう勧告することがあります。

##### 【変更命令】

特定届出対象行為で、建築物又は工作物の意匠・形態、色彩の基準に適合していない場合には、設計の変更などの命令対象となることがあります。なお、命令違反には景観法第102条の規定に基づく罰則が適用されることがあります。

#### 特定届出対象行為

- ・延べ(床)面積 3,000㎡を超えるもの
- ・高さ 30m を超えるもの
- ・重要な景観形成地域における届出対象行為となるもの

# 徳島市景観計画ガイドライン 平成25年9月

発行：徳島市

編集：都市整備部 まちづくり推進総室 都市政策課

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

TEL 088-621-5249

<http://www.city.tokushima.tokushima.jp>

